

令和7年度 第2回原村国民健康保険運営協議会次第

日時：令和7年11月18日（火）

午後7時～

会場：原村役場 3階 講堂

1 開 会

2 会議録署名人の指名

3 協議事項等

(1) 長野県国民健康保険運営方針の概要について

4 その他

5 今後の予定について

第3回原村国民健康保険運営協議会

1月頃か2月頃

諏訪地方国民健康保険事業研修会（下諏訪町）

2月頃

6 閉会

国保運営協議会委員 所属及び任期（令和7年5月1日～令和10年4月30日）

所 属	委嘱者氏名	任 期	備 考
被保険者代表	小島 幸夫	令和9年4月30日まで	室内
被保険者代表	清水 弘之	令和9年4月30日まで	柏木
保険医保険薬剤師代表	正木 岳馬	令和9年4月30日まで	やつがね
保険医保険薬剤師代表	丸山 恵子	令和9年4月30日まで	中新田
公 益 代 表	小林 庄三郎	令和9年4月30日まで	中新田
公 益 代 表	阿部 泰和	令和9年4月30日まで	八ツ手

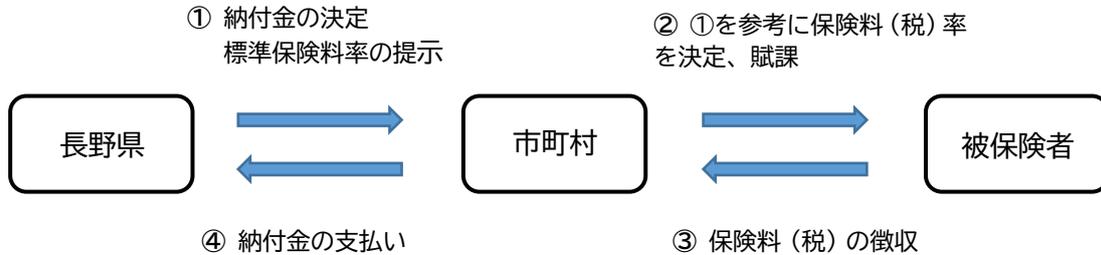
事 務 局

所 属	氏 名
保健福祉課長	伊藤 宏文
医療給付係長	伊藤 佳江
医療給付係 国保担当	小川 靖子
健康づくり係長	浦野 富江
住民財税務課長	平出 甲貴
税務係長	菊池 紀幸
税務係 国保税担当	土橋 雄天

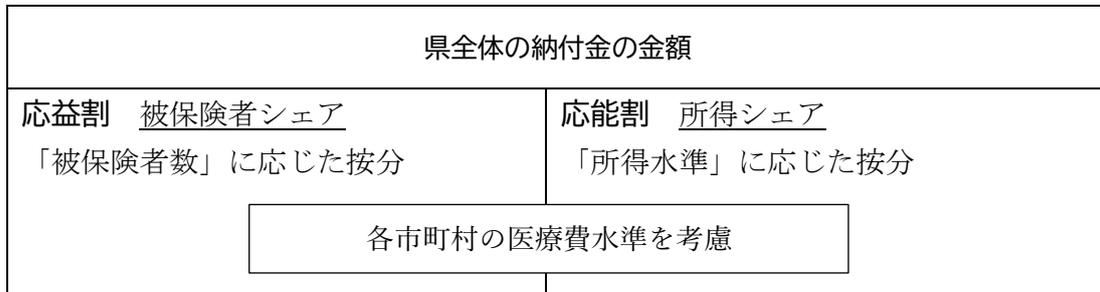
1. 納付金の概要

国保事業の運営が平成 30 年度から都道府県単位化されたことに伴い、市町村から集める県納付金や国などからの公費をもとに、県が国保財政を運営するしくみに変わりました。

このため市町村は、県納付金を納めるために必要な国民健康保険税率を決めて賦課・徴収することとなり、県への納付金は保険税率を決める重要な要素となっています。



2. 市町村ごとの納付金の按分方法（医療費分）



3. 保険税率の見直しについて

長野県国民健康保険運営方針では、①令和 9 年度までに資産割を廃止、② 2 次医療圏での医療費指数の統一、③令和 12 年度までに納付金算定時に医療費指数を反映させない納付金ベースの統一を目指すとしており、医療費指数の低い当村（県内で 74 番目）は、納付金算定の際に医療費指数が反映されなくなると納付金が増加するため、県の保険税水準の統一に向けて将来的に保険税率を引き上げていくことが必要になると見込まれます。

現在、当村の国保税率は県が示す当村の標準保険料率をほとんどの項目で下回っています。そのため、令和 6 年度の保険税率については、県の保険料水準の統一に向けて急激な引上げにならないように、まずは最終的に目指す水準までに到達するまでの過程として、県が示す当村の標準保険料率に令和 9 年度までに段階的に上げるとし、令和 6 年度の税率を決定しました。また、令和 7 年度以降の税率についても基金等を活用しながら急激な保険税率の引上げを抑制していく方針としました。資産割の廃止については令和 8 年度までに段階的に廃止するとしています。

4. 令和7年度納付金及び標準保険料率（R7.1.15時点）

（1）納付金

277,085,543円（前年比 1,884,719円増、100.68%）

1人当たり 134,835円（前年比 5,389円増、104.16%）

単位：円

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	一人当たり		一人当たり		一人当たり		一人当たり		一人当たり	
原村	273,826,157	118,951	274,982,191	120,501	271,342,367	125,043	275,200,824	129,445	277,085,543	134,835
長野県	51,368,231,975	120,064	51,303,980,259	123,305	50,631,336,288	126,635	48,504,289,588	130,054	48,695,962,505	133,565



（2）標準保険料率

			標準・3方式		差 ④-②
			県①	原村②	
医療分	応能割	所得割	6.72%	6.35%	-0.09%
		資産割	-	-	-
	応益割	均等割	41,206円	23,158円	-3,158円
		平等割		23,669円	-2,669円
支援分	応能割	所得割	2.79%	2.92%	-0.53%
		資産割	-	-	-
	応益割	均等割	16,877円	10,701円	-3,101円
		平等割		9,590円	-1,890円
介護分	応能割	所得割	2.33%	2.39%	-0.34%
		資産割	-	-	-
	応益割	均等割	16,808円	10,003円	-1,803円
		平等割		8,082円	-1,382円

標準・4方式	R6税率	差 ④-③
原村③	原村④	
5.91%	6.26%	0.35%
6.66%	7.00%	0.34%
20,124円	20,000円	-124円
20,340円	21,000円	660円
2.65%	2.39%	-0.26%
-	-	-
8,984円	7,600円	-1,384円
8,764円	7,700円	-1,064円
2.16%	2.05%	-0.11%
3.51%	3.30%	-0.21%
9,146円	8,200円	-946円
7,412円	6,700円	-712円

(3) 納付金に影響を及ぼす要因

被保険者数、一人当たり医療費や所得、保険税収納率、県決算剰余金、二次医療圏での医療費指数の統一（～R9）、納付金ベースの保険税水準の県内統一の影響（～R12?）、医療費の伸び（高齢化の影響、診療報酬改定、医療の高度化）、子ども子育て支援金（R8～）の影響

5. 令和7年度保険税率検討のための試算

◇基準日：令和6年12月31日

- ・医療分、支援分 世帯数 1,314 世帯 被保険者数 2,092 人
- ・介護分 世帯数 559 世帯 被保険者数 686 人

◇令和7年度税制改革大綱を反映

- ・課税限度額の引上げ
医療分 65万円⇒66万円、支援分 24万円⇒26万円
- ・軽減判定所得の算定の際の被保険者数に乗すべき額の引上げ
5割軽減 29.5万円⇒30.5万円
2割軽減 54.5万円⇒56万円
- ・税収として必要な額（標準保険料率の算定資料より） 徴収率 98.86%と仮定

268,092,717 円

【内訳】 医療分 169,835,176 円
支援金分 73,668,535 円
介護分 24,589,006 円



納付金の額 - 特別交付金等の公費 + 保健事業、葬祭費等の保険税で賄う給付等

※医療費指数を4/6近づけたことによる影響への県からの2号繰入を算入していない
(令和5年度実績額 7,899,000円)

(1) 現行税率

	所要額①	R6税率②	②-①
医療分	169,835,176	157,331,000	△ 12,504,176
支援金分	73,668,535	58,462,600	△ 15,205,935
介護分	24,589,006	19,969,200	△ 4,619,806
合計	268,092,717	235,762,800	△ 32,329,917 … 不足額
		2号繰入分 7,899,000円 (R5実績) を考慮後	△ 24,430,917

(2) 現行税率で資産割だけ廃止した場合

	③	③-①
医療分	153,568,200	△ 16,266,976
支援金分	58,462,600	△ 15,205,935
介護分	19,432,300	△ 5,156,706
合計	231,463,100	△ 36,629,617 … 不足額
	2号繰入分 7,899,000円 (R5実績) を考慮後	△ 28,730,617

資産割廃止影響額③-② 4,299,700円

(3) 令和9年度までに標準保険料率まで段階的引上げ(資産割なし)

	④	④-①
医療分	156,311,500	△ 13,523,676
支援金分	63,072,200	△ 10,596,335
介護分	20,403,300	△ 4,185,706
合計	239,787,000	△ 28,305,717 … 不足額
	2号繰入分 7,899,000円 (R5実績) を考慮後	△ 20,406,717